



# 鳥取県公報

平成 27 年 7 月 24 日 (金)  
第 8 7 1 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (522) (県産材・林産振興課) . . . . . 2
	公共測量の実施 (523) (県土総務課) . . . . . 2
	公共測量の終了 (524) (〃) . . . . . 2
	採石法による採取計画の認可の公表 (525) (西部総合事務所日野振興センター) . . . . . 2

# 告 示

## 鳥取県告示第522号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県薬用きのこ活用戦略検討会議	薬用きのこの成分の活用戦略に関する事項	平成27年7月24日から 平成28年3月31日まで	森林・林業振興局県 産材・林産振興課

## 鳥取県告示第523号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成27年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 平成27年7月13日から平成28年1月29日まで
- 3 作業地域 境港市全域

## 鳥取県告示第524号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成27年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量及び3級水準測量）
- 2 作業地域 米子市観音寺
- 3 終了年月日 平成27年7月8日

## 鳥取県告示第525号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成27年7月24日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 藤 本 好 正

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
生山礦業株式会社 代表取締役 澤田 信介	日野郡日南町 丸山340-1	日野郡日南町 丸山字井津羽 井出2158外43 筆（146,727平方メートル）	安山岩（流紋岩） （140,100立方メートル）	平成27年7月10日から平成32年7月9日まで	平成27年7月10日